

(10) 職員の分限および懲戒処分の状況

①分限処分者数 (平成27年度中)

降任	免職	休職	降給
0人	0人	3人	0人

(注) 1.分限処分とは、職員が心身の故障などの事由でその職責を十分に果たすことが期待できない場合などに、公務能率の維持・向上の観点からその職員の意に反して行われる処分のことです。

②懲戒処分者数 (平成27年度中)

戒告	減給	停職	免職
0人	0人	0人	0人

(注) 1.懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して、公務における秩序維持のために、その職員の道義的責任を追及して科する制裁のことです。

(11) -1 臨時職員数の状況 (各年4月1日現在)

区分	年度	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
任期付職員		17人	17人	14人	18人
臨時的任用職員		54人	55人	57人	57人
日々雇用職員		21人	17人	17人	14人
非常勤嘱託員		294人	293人	314人	315人
計		386人	382人	402人	404人

(注) 1.任期付職員：専門的な知識経験などを一定の期間活用することが必要な場合に任用します。
2.臨時的任用職員：育児休業者の代替や緊急を要する場合などに任用します。
3.日々雇用職員：事務補助・館管理業務で必要な場合に任用します。
4.非常勤嘱託員：週30時間以内の勤務で、専門職や特定業務で必要な場合に任用します。

(12) 研修実績 (平成27年度)

主催区分	内容	受講人数 (延べ人数)
内部研修	職場学習会(業務改善)、接遇研修、新規採用職員研修、管理監督職研修(人事評価・目標設定)、防災研修、人権研修、市民救命士講習、メンタルヘルス研修など	2,084人
派遣研修	兵庫県自治研修所、兵庫県市町振興課、丹波公務能率推進協議会、全国市町村国際文化研修所など	208人

(注) 1.全庁的な研修のみ記載しています。

(13) 職員の健康管理

健康診断の状況 (平成27年度)

種別	受診者数
定期健康診断	206人
人間ドック	237人
計	443人

公務災害の状況 (平成27年度)

種別	受診者数
公務災害	4人
通勤災害	1人
計	5人

(14) 公平委員会の状況 (平成27年度)

種別	件数
勤務条件に関する措置の要求状況	0
不利益処分に関する不服申し立ての状況	0

(8) 特別職等の報酬などの状況 (平成28年4月1日現在)

区分	給料月額など
給与	市長 585,900円
	副市長 599,400円
	教育長 550,800円
報酬	議長 475,000円
	副議長 385,000円
	議員 350,000円
期末手当	市長 (28年度支給割合) 6月期 1.52月 12月期 1.64月 計 3.16月 副市長・教育長 6月期 1.975月 12月期 2.125月 計 4.1月
	議長 (28年度支給割合) 6月期 2.025月 12月期 2.175月 計 4.2月

(注) 1.市長の給料月額は、特例条例に基づき30%、期末手当はさらに支給月数0.94月分(実質約46%)削減しています。
2.副市長及び教育長の給料月額は、特例条例に基づき10%、期末手当も同様に10%削減しています。

(9) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成27年	平成28年		
一般行政部門	議会	5	5	0	
	総務	84	88	4	欠員補充、及び人事異動による
	税務	20	20	0	
	農林	23	27	4	人事異動による
	労働	1	1	0	
	商工	8	6	△2	事務の統合による
	土木	18	19	1	人事異動による
	民生	47	49	2	人事異動による
	衛生	35	34	△1	人事異動による
	小計	241	249	8	
特別行政部門	教育	88	84	△4	事務の民間委託、及び人事異動による
	消防	64	65	1	業務の増加による
	小計	152	149	△3	
公営企業などの会計部門	病院	9	9	0	
	水道	16	16	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	21	23	2	人事異動による
	小計	50	52	2	
合計		443	450	7	

(注) 1.職員数は一般職に属する職員数です。
2.公営企業などの会計部門のその他は、国民健康保険・農業共済・介護保険・後期高齢者医療の従事者です。



市職員の給与・定員管理などの状況を公表します

市民の皆さんに市職員の給与などの内容を知っていただくため、給与・定員管理などの状況をお知らせします。

(7) 職員手当の状況

①期末手当・勤勉手当 (平成28年4月1日現在)

区分	篠山市		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
6月期	国と同じ		1.225月分	0.8月分
12月期			1.375月分	0.8月分
計			2.6月分	1.6月分

(注) 1.篠山市は特例条例に基づき、期末手当の算出の基礎となる金額を11%削減しています。
2.職制上の段階、職務の級による加算措置があります。

②退職手当 (平成28年4月1日現在)

区分	篠山市		国	
	自己都合	勤奨・定年	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	国と同じ		20.445月分	25.5625月分
勤続25年			29.145月分	34.5825月分
勤続35年			41.325月分	49.59月分
最高限度額			49.59月分	49.59月分
一人当たり平均支給額	－円	21,832千円		

(注) 1.退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。
2.その他の加算措置として、早期退職特例措置により、篠山市、国とも2～45%の加算があります。

③その他の手当 (平成28年4月1日現在)

手当名	篠山市	国
扶養手当	国と同じ	(1) 配偶者 13,000円 (2) 配偶者以外の扶養親族1人につき 6,500円、職員に配偶者がいない場合、そのうち1人は11,000円。なお、16歳の年度初めから22歳の年度末までの子は5,000円加算。
住居手当	国と同じ	家賃支払者 家賃額に応じて最高27,000円まで
通勤手当	(1) 交通機関利用者実費支給 ただし、最高限度額55,000円 (2) 交通用具利用者 2km以上3km未満 2,500円 3km以上4km未満 3,400円 4km以上5km未満 4,300円 5km以上7km未満 5,200円 7km以上10km未満 6,600円 10km以上15km未満 8,000円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円	(2) 交通用具利用者 2km以上5km未満 2,000円 5km以上10km未満 4,200円 10km以上15km未満 7,100円 15km以上20km未満 10,000円 20km以上25km未満 12,900円 25km以上30km未満 15,800円 30km以上35km未満 18,700円 35km以上40km未満 21,600円 40km以上45km未満 24,400円 45km以上50km未満 26,200円 50km以上55km未満 28,000円 55km以上60km未満 29,800円 60km以上 31,600円
管理職手当	部長 63,000円 次長 45,000円 課長 36,000円 副課長 31,500円	職位に応じて、46,300円～139,300円を支給

(注) 1.管理職手当は、特例条例に基づき10%削減した額です。

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

単位：千円

区分	住民基本台帳人口 (平成28年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の 人件費率
27年度	42,948人	23,063,240	514,745	3,409,126	14.8%	14.9%

(注) 1.普通会計とは、地方財政決算統計上の会計区分で、公営企業と事業会計以外のすべての会計をいいます。
2.人件費には、特別職(議員・各種委員を含む)に支給される給料や報酬を含みます。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計予算)

単位：千円

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
28年度	398人	1,479,815	270,541	522,608	2,272,964	5,711

(注) 1.職員手当には、退職手当を含みません。
2.給与費は平成28年9月1日時点における額です。

(3) 職員の平均年齢、平均給料および給与月額状況 (平成28年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
28年度	321,501円	371,787円	41.4歳	331,200円	360,202円	50.6歳

(注) 1.「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在の各職種ごとの職員の基本給の平均です。
2.「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(4) 職員の初任給の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	篠山市		国	
	初任給	採用2年経過日給料	初任給	採用2年経過日給料
一般行政職	大学卒 176,700円 高校卒 149,000円	188,600円	176,700円 144,600円	188,600円 153,000円
技能労務職	大学卒 ー円 高校卒 151,500円	ー円	ー円	ー円

(5) 職員の年齢別年間給与の状況 (平成28年4月1日現在)

一般行政職	年間給与
係員・25歳(独身)	3,098,455円
係員・30歳(配偶者)	4,014,241円
係員・35歳(配偶者・子1人)	4,645,594円
係長・40歳(配偶者・子2人)	5,565,019円
課長・50歳(配偶者・子2人)	7,441,373円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長 次長	課長 副課長	課長 補佐	係長	主査	主事	主事	
職員数	11人	39人	21人	82人	80人	21人	28人	282人
構成比	3.9%	13.9%	7.4%	29.1%	28.4%	7.4%	9.9%	100.0%

(注) 1.市の給与条に基づく給料表の区分による職員数です。
2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

篠山都市計画下水道の変更(案) に関する説明会を開催します

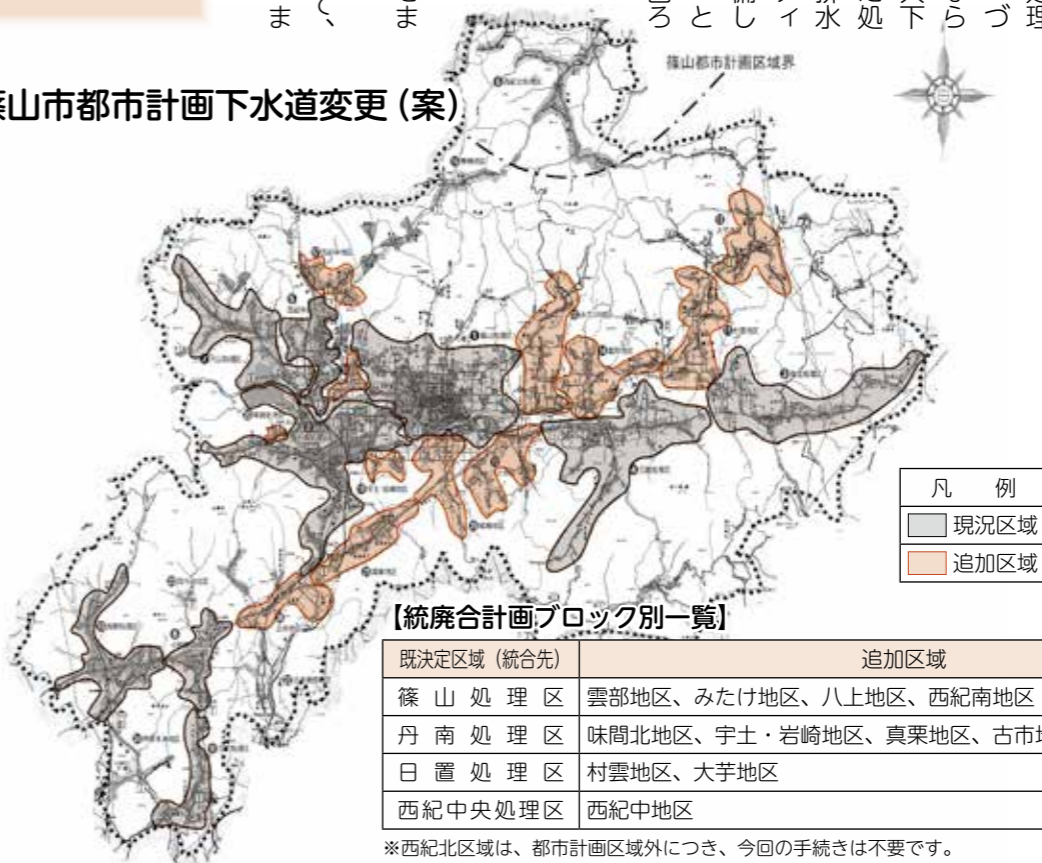
篠山市では下水道処理施設統廃合計画に基づき、公共下水道事業ならびに特定環境保全公共下水道事業にて整備した処理区域に、農業集落排水事業およびコミュニティプラント事業にて整備した区域を統合することで、効率的な運営を図ろうとしています。

下水道処理施設の統廃合に伴い下水道の区域変更が生じることから、篠山都市計画下水道の変更案をまとめました。

この変更案について、市民説明会を開催します。

説明会
とき 10月18日(火) 19時30分～
ところ 篠山市民センター

篠山都市計画下水道変更(案)



日本遺産のまち篠山にふさわしい景観形成に向けて 篠山市景観セミナー

問い合わせ 地域計画課 ☎552-1118

とき 10月29日(土) 13:30～16:30

ところ 篠山市民センター

基調講演 「景観による地域の魅力づくり」

～地域資源の発掘と活用を軸にして～

講師 堀繁さん(東京大学教授)

地域資源を発掘するまなざしを変えてみませんか?

篠山には多くの方に訪れて欲しい魅力的な景観や資源があります。誰にも知られずひっそりと眠っている資源もあります。

今回の景観セミナーでは、具体的な事例を通して景観の基礎から新しい地域景観の見方や捉え方を学びます。新たな地域資源を発掘し、まちづくりに活用しましょう。

問い合わせ 総務課 ☎552・5111

ふるさと一番会議で出された「意見」などの内容をお知らせします

市内20カ所で開催した「ふるさと一番会議」では、900人の市民の皆さんが参加され、200件の貴重なご意見・ご提案をいただきました。これらのご意見などを今後の市政および教育行政につなげ、よりよいまちづくりを進めていきます。

空き家対策

意見 空き家を取り壊して更地にすると固定資産税が6倍になるため、所有者が空き家対策になかなか踏み出せないという意見が複数ある。市としてどのように対応するのか。

回答 市長を会長とし、建築士や民家改修経験者、自治会長などをメンバーとした空き家等対策協議会を設置した。倒壊の危険のある空き家の対応やまだまだ使える空き家の有効活用について、篠山らしい対応を検討する。

日本遺産推進

意見 市民への日本遺産

のPRが十分ではない。
回答 私たちが当たり前だと思っていることでも、外から見るとすばらしいものがたくさん残っている。これまで年賀状、ピンバッジ、デカンショ節を駅で流すなどの取り組みを行ってきた。今後においても市民が誇りを持てるように進める。

農都環境

意見 生物多様性事業について、メダカやドジョウなどが生息する環境が整っていないのではないか。援していく。具体的な案があればご提案いただきたい。

農業振興

意見 市独自の営農助成制度を考えてほしい。
回答 法人化していない集落営農組織に対する人・農地プランによる機械の購入支援や特産振興は、市独自の制度である。引き続き市として農家の方を支持

子育て・教育

意見 市内の待機児童の有無と保育士は必要人数を満たしているのか。
回答 待機児童は市内で16人。0歳児は3人に保育士1人が必要であるが、最

公共交通

近0～1歳児を預けて仕事をされる方が多く、保育士の必要数が増えている。保育士は随時募集している。

意見 コミバスの乗客が少ないが、今後どのような対策を講じるのか。
回答 コミバス運行が10年目を迎え、現在、副市長をリーダーとして庁内で検討している。その内容を地区ごとに提案し、意見を聞きながら改善していきたい。

環境整備

意見 避難所に指定されている施設については、エレベーターを設置願いたい。
回答 市内でも同じような状況の施設があるので、優先順位をつけて進めていく。

※全ての内容については後日、市ホームページで公開します。

道路上に張り出している樹木の管理について

問い合わせ 地域整備課 ☎5521・5025

道路上に樹木が張り出している、歩行者や自動車の通行に支障をきたすほか、道路標識やカーブミラーなどが見えにくくなり、交通事故の原因にもなります。

私有地に生えている樹木などは土地所有者の管理物であり、道路に隣接する個人宅から張り出した庭木や生け垣、山林・空き地などの草木が原因(倒木、枝の落下、落雪などで、けがや物品の損傷を招く事故が発生した場合、土地所有者が賠償責任を問われる場合があります。

道路には、通行の安全確保のために「建築限界」が定められています。通行者の安全と事故防止のために、自己所有地を確認の上、所有者の責任において剪定・伐採など、適切な管理をお願いします。

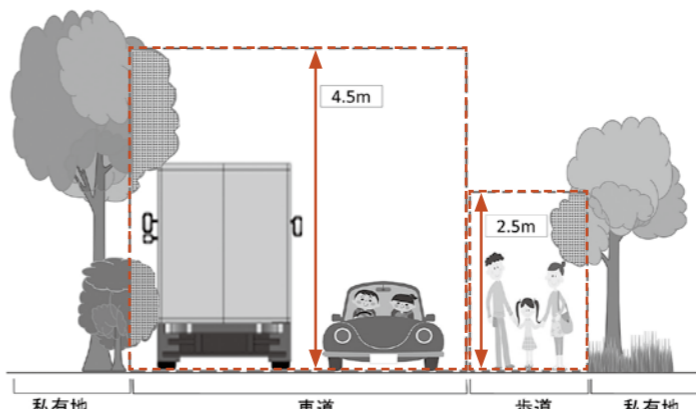
道路の建築限界とは

道路法などの法令では、道路上の安全な通行を確保するため、車道の上空4.5m、歩道の上空2.5mの範囲内に障害となるものを置いたり、建築限界といっています。これは

支障の例

- 車道歩道へ樹木(裝飾などを含む)が張り出している
- 枯れ枝、折れ枝などによる通行への障害がある。または、その恐れがある
- 竹木などが繁茂し、降雨時、降雪時に車道・歩道に垂れ下がる状態になっている

建築限界の範囲



道路沿いの土地所有者は、建築限界を一つの目安として、自己所有地からの樹木などが図のような状況になっていないか、定期的な確認と剪定・伐採をお願いします。

みんなの暮らしを支えている税金 市税・国民健康保険税は期限内に納めましょう

問い合わせ 税務課 ☎5521・6927

税金は、まちづくりなど暮らしに結びつくサービスを行うためには欠かせませんが、税負担の公平性を確保するため未収金の削減に取り組んでいます。

現年課税分の徴収を強化

平成23年度から全職員(一部を除く)が、訪問による納税催告と徴収を行う「職員一斉訪問徴収」を実施しています。平成27年度は、1649件の訪問で、275万680円を徴収しました。

また、納税推進センター職員による電話催告など、納付忘れの方に早期納付を促しています。

差し押さえなどの滞納処分を強化

支払い能力があるにもかかわらず、期限内に税金を納めず、文書や電話による再三の催告にも応じない滞納者に対し、財産を差し押さえました。○給与・年金・預貯金などの債権 68件

○生命保険 11件

○不動産 11件

○動産(自動車など) 44件

○その他(売掛金・還付金出資金など) 25件

不動産・インターネット公売

差し押さえした不動産・動産は入札やインターネットオークションで公売を行い、滞納税に充てています。今後も積極的に取り組みます。

納付期限内の納付にお困りではないですか?

市税・国民健康保険税を期限内に納めないと滞納になります。滞納したまま放っておくと納付の意思がないものと判断され、差し押さえなどの滞納処分を受けることになります。病氣・失業などで生活状況が変化し、期限内に納めることができないなど、納付でお困りの場合はお早めに相談ください。

篠山市清掃センターの課題



ふるさといちばん

市長の **HOT** と一く

篠山の時代をつくろう

今月のこんにちは市長室

市長が市政に対してのご意見やご要望をお聴きする場として開催しています。事前の申し込みは不要で、1人15分程度の面談形式です。

とき 10月11日(火)13:30~16:00

ところ 本庁舎3階・応接室

問い合わせ 秘書課 ☎552-5109

私たちの日々のゴミを処理している篠山市清掃センターについて、市民あげての課題解決のための「検討委員会」を立ち上げました。

丹波市との課題を含め整理しました。

清掃センター建設の経緯

篠山市清掃センターは、平成14年、約80億円の大きなお金で建設されました。当時、山南町からすべてのゴミを処理するよう要請を受け、そのため40トンの焼却炉、2炉としました。

清掃センターの運営は篠山市の責任としましたが、環境面など、篠山市と山南町との共同の協議会も立ち上げ運営してきました。

運営経費については、負担割合が取り決められ、1年間におおよそ6億円が必要ですが、うち約2割は山南町の負担となっています。

丹波市からの申し入れ

平成16年に丹波市が誕生し、ゴミ処理の新施設を計画されるにあたり、丹波市長か



篠山市清掃センター

ら丹波市のゴミは丹波市で処理したいとの意向が示され、また、運営経費が不公平になっているなどの申し入れがありました。

これに対し、篠山市からは、「氷上郡が合併しても山南町のごみは篠山市清掃センターで受けることが約束されている」「経費の負担割合は、均等割20割、人口割20割、ごみ量割60割としているが、これは当初から約束されたもので、丹波市誕生後の平成17年にも確認されている。トンあたり

のコストが丹波市が高くなっているのは篠山市は事業系のゴミを受け入れているからであるが、これは当初からのも

のである。ゴミ処理の責任とリスクは篠山市が負っており、市民1人あたりの負担に差はない」と主張してきました。

修繕についての丹波市からの提案

この施設の耐用年数は一般的に25年とされ、今、老朽化が進み、修繕が必要となっています。これについて、篠山市と丹波市は、双方に利益がある方策を検討しようとしていました。

篠山市で調査したところ、専門事業者から「現状の40トンの焼却炉を維持するのが妥当」との意見をいただきました。これを丹波市に伝えました。

これに対し、丹波市からは「篠山市からのゴミの発生量を2〜3割減らすことで、焼却炉2炉を1炉にする」との提案がありました。

検討委員会の設置

右の提案については、1炉にするごみ自体、これを採用している自治体は県下では見当たらず、また、大きなゴミ発生量の削減が篠山市民に求められます。

しかし、これは丹波市から

のご提案ですので、市民あげてのきちんとした意見をまとめたく、検討委員会を立ち上げました。

なお、篠山市の議会は、これまで「篠山市には何の落ち度もない、丹波市は約束を守るべきだ」とされています。

丹波市とは仲良くしていきたい、しかし、理由がないのに篠山市民に山南町分の損失を負わせられない、というジレンマです。

もう一つの課題

さらにもう一つ大きな課題があります。

それは篠山市清掃センターは大山下の地にありますが、稼働後25年を経過した後は、現在の地では操業しないとの約束が、平成11年3月30日付で多紀郡広域行政事務組合と大山下、味岡北の集落との間でなされていることが分かりました。

右の日付は合併の直前です。このような重大なことが、当時市民に広く知られていなかったことは残念ですが、どのようにすべきなのか検討していきます。

- 特集
- 街かど
- タウン
- トピックス
- 12 17
- 市政
- 18 19
- 20 21
- はぐみ
- 22 25
- 施設情報
- 26 31